

(第2号様式の2)

## 一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、町の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可の種類をいう。

### 2 設計図書等の入手方法等

#### (1) 確認申請書等の入手方法

ア 確認申請書等様式は、宇治田原町のホームページ(ホームページアドレスは、<http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>)に掲載しているので、ダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って配布するので、該当の契約に関する事務を担当する場所へ問い合わせの上、入手すること。

#### (2) 設計図書の閲覧等

設計図書については、該当の公告に示す閲覧期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、該当の契約に関する事務を担当する場所で閲覧することができる。また、宇治田原町のホームページ(ホームページアドレスは、<http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>)に掲載しているので、ダウンロードすることができる。

なお、設計図書の入手を希望する場合は、該当の契約に関する事務を担当する場所に問い合わせること。

### 3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 提出方法

該当の公告に示す受付期間内(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、提出書類を該当の契約に関する事務を担当する場所に持参すること。(郵送提出は認めない。)

#### (2) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

#### (3) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、町の指名停止措置を行うことがある。

### 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本町に対して、入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)を経過する日まで(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 5 設計図書に関する質問

- (1) 質問については、すべて書面（様式は任意）をもって行うこととし、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリにて該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
- (2) 回答については、該当の公告に示す日にファクシミリにより回答する。

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

該当の公告に示す入札期日及び場所へ、入札書及び工事費内訳書、入札参加資格の確認通知の写しを持参すること。

### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違えて円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

### (3) 工事費内訳書

ア 入札時に工事費内訳書を入札書に同封して提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

ウ 工事費内訳書は指定された様式を使用し、記載内容は担当課が指示する工種等とすること。

なお、必要に応じ、詳細な工事費内訳書（金抜設計書の項目と一致した工事費内訳書）の提出を求める場合がある。

### (4) 入札の回数

入札の執行回数は、2回までとする。

### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記入押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の脱落若しくは不明の入札又は金額を訂正した入札

キ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 工事費内訳書の提出がない者又は工事費内訳書の内容に不備がある者の行った入札

サ 入札事務担当職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

### (6) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（入札箱に入札書を投函するまで）は、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、町の指名停止措置を行うことがある。

### (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 7 入札保証金

免除する。

## 8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

宇治田原町暴力団排除条例（平成25年宇治田原町条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第10条第5項の規定による「誓約書」を本町が指定する日までに提出しないため契約しない場合も同様とする。

## 9 落札者の決定方法

(1) 宇治田原町財務規則（平成8年宇治田原町規則第10号）第112条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

## 10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 11 契約書の作成

落札者は、落札決定を受けてから2日以内に、仮契約書を作成すること。この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、宇治田原町議会の議決を要するものである。

## 12 支払条件

(1) 前払金

契約金額の4割以内の金額を限度として支払う。

(2) 中間前払金

「宇治田原町公共工事の前金払等事務処理要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を限度として支払う。

(3) 部分払金

1回部分払をする。

## 13 その他

(1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、町の指名停止措置を行うことがある。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことがある。

(4) 入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(5) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(6) 落札後の契約は町議会の議決を得るまでは仮契約とするが、仮契約の当事者が入札執行の日の翌日から町議会の議決を得る日までに町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

(7) 暴力団排除条例第10条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。